

平成29年度 社会功労者を表彰しました

11月2日、平成29年度社会功労者表彰を行い、市政発展に貢献された方を表彰しました。



社会功労者(敬称略)

●保健衛生、地域医療の振興に努めた者

浜崎恵

●地域の環境改善、美化に努めた者

田籠由美子

●学術、芸術、体育その他教育、文化の振興に努めた者

豊福剛

高場正美

川口セツ子

篠崎英夢

豊島我空

MIKUNI

●交通安全、災害の防止救助等に努めた者

榊和宏

瀧誠一

中島智子

中村高則

問 人事秘書課 人事係
☎ 72-2111 内線212

「平田氏庭園」が国登録記念物 (名勝地関係)に登録されました

小郡市小郡(上町)にある市指定有形文化財「平田家住宅」内の「平田氏庭園」が国登録記念物(名勝地関係)に登録されました。県内では、2番目の国登録記念物です。

平田家は、江戸時代から小郡に住み、明治時代以降、小郡の中心産業であった木蠨業(もくろうごう)で財産の基礎をつくりました。その後、貯金組合を設立し、伍盟銀行として国に認可されるなど、木蠨業、金融業で財を成した豪商でした。



昭和3年(1928年)ごろに整備された庭園は、建物の間に池がある池泉観賞式と呼ばれる庭園です。南側には高さ4m、幅8mを超える巨岩から滝が流れる趣向が凝らされています。この滝石組は、

九千部山の石を割り、牛車で運んできたそうです。建物や太鼓橋には、庭園を眺める視点場がつくれ、それぞれの場所から違った景観を楽しめるようになっていきます。庭を造ったのは、佐賀県鳥栖市の庭師松尾仙六です。彼は、大正末期から昭和初期にかけて、資産家の庭園造りを手がけました。小郡市内には、複数の庭園が残っています。

今後は、一般公開に向けて、準備を進めていきます。

問 文化財課
☎ 75-7555



産後のお母さんのこころとからだをサポートします！ 「産後ケア事業」を平成30年1月4日から始めます

健康課健康推進係 ☎72-6666

産後、「家族などの手助けがない」「体調がすぐれない」などの心配はありませんか？

産後に安心して育児をしていただくため、生後4か月未満の赤ちゃんとお母さんを対象に、産婦人科や助産所でお母さんにゆっくりしてもらいながら、ケアや相談を受けられる「産後ケア事業」を始めます。

対象

小郡市に住所がある生後4か月未満の赤ちゃんとそのお母さんで、医療行為が必要ない人

※ショートステイとデイサービス利用者は、上記対象者で次のいずれかに該当する人

- ・家族などから育児の支援を受けられない
- ・産後の体調や育児に不安がある

内容

お母さんと赤ちゃんの体調に合わせてケアが受けられます。

- ①お母さんの休息、リフレッシュ
- ②母体ケア(乳房マッサージなど)
- ③授乳・沐浴の相談・指導
- ④赤ちゃんの発育確認や相談など

種類・利用料金など

種類	利用料金(1回につき)		利用回数
	市民税課税世帯	生活保護世帯 市民税非課税世帯	
ショートステイ(1泊2日/昼・夕・朝食付)	7,000円	1,500円	7回まで
多胎児加算(一人につき)	3,500円	750円	
デイサービス(日帰り/昼食付)	3,000円	500円	7回まで
多胎児加算(一人につき)	1,500円	250円	
母乳育児相談(1時間程度)	無料		1回

※多胎児加算：双子や三つ子などの多胎児の場合、第2子以降の赤ちゃん1人につき追加料金が必要です

利用方法

ショートステイ・デイサービス

申込みが必要です。利用を希望する人は健康課へお問い合わせください。

母乳育児相談

「母乳育児相談利用券」を妊娠後期に送付します。事前に下記施設へ予約し、ご利用ください。

利用できる施設・ケア内容

施設名	住所	電話番号	ケア内容		
			ショートステイ	デイサービス	母乳育児相談
牛嶋産婦人科クリニック	小坂井494-1	☎73-3955			○
さとう産婦人科	津古1210	☎75-5366			○
松隈産婦人科クリニック	小郡1504-8	☎73-3511			○
産前産後サポートセンター 心ゆるり	乙隈506-3	☎65-6510	○	○	○
助産院 マミーマンマ	三国が丘2-111	☎75-2401		○	○
おがた助産院	小坂井391-5	☎73-4776		○	○

電子証明書の有効期限を確認してください

☎市民課市民係 ☎72-2111 内線414

4

電子証明書を利用しe-Tax(国税電子申告・納税システム)などの電子申告を行っている人は、利用している電子証明書の有効期限を確認してください。

有効期限は、お渡ししている電子証明書の写しや、公的個人認証サービス利用者クライアントソフトの「証明書表示ツール」などで確認することができます。

※氏名、住所などに変更があった場合は、有効期限に関わらず、電子証明書は失効します

電子証明書を搭載しているカード

	有効期間	手数料
住民基本台帳カード	発行の日から3年間	手続終了
マイナンバーカード	発行の日から5回目の誕生日まで	初回無料 (再交付は200円)

住民基本台帳カードへの新たな電子証明書の搭載は、平成27年12月22日をもって終了しています。電子証明書の有効期限が過ぎている場合は、電子証明書が搭載されたマイナンバーカードの申請をしてください。

マイナンバーカードは申請から交付まで約1か月を要します。申告の時期に応じて、早めに準備をお願いします！



マイナンバーカードの申請をお手伝いします

☎市民課市民係 ☎72-2111 内線414

5

マイナンバーカードの発行を希望する人を対象に、オンライン申請のお手伝いをします。市が準備したタブレット端末を利用して写真撮影し、職員が説明しながらお手伝いしますので、ぜひご利用ください。

※カード受取のため、後日ご来庁いただく必要があります

日時 平日午前8時30分～午後5時
場所 市役所市民課窓口(本館1階)

■申請から受取までの流れ

①受付 必要書類を持参してください。

必要書類

- ・運転免許証、健康保険証などの本人確認書類
- ・右記の「通知カード」と一緒に届けられた「個人番号カード交付申請書」

※通知カードの住所や氏名などに変更がある場合でもそのまま持参してください

②タブレット端末による顔写真の撮影



タブレット端末を使って顔写真を撮影するため、証明写真を準備する必要はありません。

※写真店などで撮影する写真よりも画質が劣ります



個人番号カード
交付申請書

③オンライン申請と今後の流れの説明



タブレット端末を使用して申請します。職員が説明しながら申請するので、難しい操作は必要ありません。申請が終わると、その後のカードの受取に必要な本人確認書類などを説明します。カードの受取までは1か月程度かかります。

④マイナンバーカードの受取

カードが出来上がると、ご自宅にカード交付の案内はがきを郵送します。届いたはがき、通知カード、本人確認書類を市民課へ持参してください。

※交付案内はがきは、転送できませんのでご注意ください

【固定資産税】家屋の新増築・解体のご連絡、償却資産や認定長期優良住宅などの申告はお早めをお願いします！

申問 税務課資産税係(本館1階) ☎72-2111内線122・123

※各種申告書は、窓口、市ホームページ(ホーム▶申請書ダウンロード▶税金)で入手できます

新築・増築、解体の届け出

平成29年1月2日から平成30年1月1日までに建物(住宅・倉庫・車庫・店舗など)を**新築・増築、解体**した場合、平成30年度固定資産税に対する調査が必要です。まだ登記や調査がお済みでない場合はご連絡ください。

住宅用地継続申告について

既存の家屋(住宅)の所有者またはその家族が、平成30年1月1日現在で住宅を建替え中の場合、その土地は、1年度のみ継続して住宅用地の特例を受けることができます。申告が必要ですので、詳しくは、お問い合わせください。

住宅用地の申告

住宅の敷地として利用している土地(住宅用地)の固定資産税は、税負担が軽減されています。平成29年1月2日から平成30年1月1日までに、住宅用地の利用状況に変更がある人は、住宅用地特例の適用が変わりますので、申告が必要です。

対象となる場合

- 住宅を**新築・増築**した場合
- 住宅を**新たに取得**した場合
- 住宅を**解体**した場合
- 住宅を店舗・事務所などとして利用し始めた場合、または店舗・事務所などを住宅として利用し始めた場合
- 住居戸数の変更があった場合
- 土地の利用方法を変えた場合

※すでに家屋調査、滅失登記が済んでいる場合は、申告は不要です

申告方法

固定資産税の住宅用地等申告書に記入し、申告してください。別途関係書類を提出してもらう場合があります。

申告期限 1月31日(水)

新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置制度

平成29年1月2日から平成30年1月1日までに認定長期優良住宅を新築した人は、申告により、通常の新築軽減(3年間もしくは5年間)に代わり、次の減額期間が適用されます。

【減額される期間】

一般の住宅(平屋・2階建住宅等)	新築後5年間
3階以上の中高層耐火住宅等(マンション等)	新築後7年間

【減額内容】

住宅部分1戸当たりの床面積	税の減額率(該当家屋のみ)
50㎡～120㎡のもの	2分の1
120㎡～280㎡のもの	120㎡分に相当する税額の2分の1

対象家屋(住宅)

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される認定長期優良住宅
- ・床面積が50㎡(一戸建て住宅以外の共同住宅の場合40㎡)以上280㎡以下のもの
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上で、かつ居住部分床面積が50㎡以上のもの

申告方法

長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書に記入し、認定長期優良住宅の認定通知書の写しを添えて、申告してください。

申告期限 1月31日(水)

認定長期優良住宅とは

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準(耐久性・可変性・維持管理の容易性)に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅のことです。